## 常滑市民病院改革プラン評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 常滑市民病院改革プラン(以下「改革プラン」という。)の点検・評価を するため、常滑市民病院改革プラン評価委員会(以下「委員会」という。)を 設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌し、市長に提言するものとする。
  - (1) 改革プランの実施状況の点検・評価に関すること。
  - (2) 改革プランの見直しの必要性又は見直すべき事項の検討に関すること。
  - (3) その他改革プランに関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。
- 2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 医療関係者
  - (2) 学識経験者
  - (3) 企業会計に関する知識・経験を有する者
  - (4) 市民の意見を反映させるために市長が必要と認めた者
- 3 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。
- 4 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。
- 5 委員長は、会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から3年とする。ただし、委員が欠けた場合に おける補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員長は、必要に応じ、委員以外の出席を求め、意見を聴取し、又は必要な 資料等の提出を求めることができる。
- 3 委員会の会議は、原則公開とする。
- 4 委員会は、会議の経過及び結果を公表するものとする。

(提言の尊重)

- 第6条 市長は、委員会の提言を尊重して、常滑市民病院の経営改善を推進するものとする。
- 2 市長は、委員会から改革プランの見直しに係る提言があった時はその提言を 尊重して、改革プランの見直しをするものとする。

(庶務)

- 第7条 委員会の庶務は、常滑市民病院事務局管理課において処理する。 (その他)
- 第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

## 委員名簿

役 職	氏 名
常滑商工会議所会頭(委員長)	杉江省一郎
常滑市医師会会長(副委員長)	肥田 康俊
あいち知多農業協同組合代表理事専務	中北 春彦
常滑市監査委員	井上 富郎
男女共同参画ネットとこなめ会長	片山 凉子
常滑青年会議所前理事長	竹内 賀規